

○福岡県警察証拠物件取扱・保管要領の制定について（通達）

平成30年12月7日

福岡県警察本部内訓第21号

本部長

改正 令和4年3月11日本部内訓第13号

令和4年12月13日本部内訓第34号

この度、福岡県警察証拠物件等取扱・保管要領の制定について（平成9年福岡県警察本部内訓第26号）の全部を下記のとおり改正し、12月7日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この内訓の施行前に作成したこの内訓による改正前の様式で現に使用しているものは、それぞれこの内訓に基づく通達中の相当する規定により作成した様式とみなす。

記

第1 趣旨

この内訓は、福岡県警察における証拠物件の適正な管理を図るため、その取扱い及び保管に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

証拠物件の取扱い及び保管については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）その他別に定めがあるもののほか、この内訓の定めるところによる。

第3 定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- 1 証拠物件 犯罪捜査に関して押収の手続をとった証拠資料及びその換価代金をいう。
- 2 出納 取調べ、鑑定、精査等のため、保管中の証拠物件を一時的に出し入れ（借り受けること及び返納することをいう。）をすることをいう。
- 3 払出し 還付（仮還付を含む。以下同じ。）、送致、廃棄等（以下「還付等」という。）のため、保管中の証拠物件の保管を解除することをいう。
- 4 捜査担当係 証拠物件に係る事件の捜査を担当する係をいう。
- 5 証拠管理担当係 警察本部及び北九州市警察部の犯罪捜査を担当する所属（以下「本部等所属」という。）にあつては証拠物件の保管に係る事務を担当する係、警察署にあつては総務係又は総務第二係をいう。
- 6 証拠物件保管倉庫 短期保管物件と長期保管物件を区画して保管するための倉庫等の設備

をいう。

7 特殊物件保管庫 次に掲げる証拠物件（以下「特殊物件」という。）を保管するための金庫、拳銃庫又はこれらに代わる設備をいう。

- (1) 現金、有価証券、貴金属その他の貴重品
- (2) 銃砲等又は刀剣類、火薬類及びこれらに類する物
- (3) 覚醒剤、麻薬、あへん、大麻その他習慣性薬物

8 証拠物件保管冷凍庫 次に掲げる証拠物件のうち冷凍すべきものを保管するための冷凍庫をいう。

- (1) 鑑定嘱託されるまでの間の鑑定資料
- (2) 鑑定後、刑事部科学捜査研究所等（以下「科捜研等」という。）から返却された鑑定資料の残余
- (3) 鑑定後、科捜研等から返却された試料（科捜研等において鑑定に使用するため鑑定資料から採取等して分離した物をいう。）の残余

9 当直専用証拠物件保管庫 警察署において、執務時間（福岡県の休日をも定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの時間をいう。）以外の時間（以下「当直勤務時間」という。）に取り扱う証拠物件を一時的に保管するための設備をいう。

10 短期保管物件 証拠物件のうち、おおむね1か月以内に、送致し、若しくは送付する見込みのあるもの又は捜査上活用する見込みのあるものをいう。

11 長期保管物件 短期保管物件以外の証拠物件をいう。

（令4本部内訓13・本項一部改正）

第4 基本的心構え

1 証拠資料の全件押収

事件現場及びその周辺に遺留された証拠資料を発見した場合は、直ちにこれを押収しなければならない。ただし、直ちにこれを押収することに支障があると認めるときは、この限りでない。

2 証拠価値の保全

証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件が犯罪の立証のための重要な資料であることに鑑み、証拠物件の紛失、滅失、毀損、変質、変形、散逸及び混同の防止について必要な措置をとり、証拠価値の保全に努めなければならない。

3 個人保管の禁止

証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件の紛失、滅失、毀損、変質、変形、散逸又は混同による事故が発生することのないよう、個人で保管してはならない。

4 証拠物件の適正な処分の推進

捜査上留置の必要がなくなった証拠物件は、還付、還付公告又は廃棄により、適正な処分を行うものとする。

第5 管理体制

1 管理責任者

本部等所属及び警察署（以下「関係所属」と総称する。）に、証拠物件の管理に関する業務を総括する者として、管理責任者を置く。

2 副管理責任者

関係所属に、管理責任者を補佐し、4に規定する保管責任者及び6に規定する取扱責任者を指揮監督する者として、副管理責任者を置く。

3 管理補助者

関係所属に、証拠物件の取扱いに関する事務（保管責任者の事務を除く。）に関し、副管理責任者を補佐する者として、管理補助者を置く。

4 保管責任者

関係所属に、5に規定する保管担当者を指揮監督する者として、保管責任者を置く。

5 保管担当者

(1) 関係所属に、保管責任者の命を受け、証拠物件の保管に関する事務を行う者として、保管担当者を置く。

(2) 保管担当者は、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 証拠物件の出納及び払出しに関すること。

イ 保管中の証拠物件の点検の補助に関すること。

ウ 証拠物件の管理に関する指導及び教養に関すること。

6 取扱責任者

(1) 関係所属に、7に規定する取扱担当者を指揮監督する者として、取扱責任者を置く。

(2) 取扱責任者は、保管責任者との連携を密にし、証拠物件の適正な取扱いを確保するために必要な事務（保管責任者の事務を除く。）を行うものとする。

7 取扱担当者

関係所属に、取扱責任者の命を受け、証拠物件の取扱いに関する事務（保管担当者の事務を除く。）を行う者として、取扱担当者を置く。

8 管理責任者等の指定

関係所属の管理責任者、副管理責任者、管理補助者、保管責任者、保管担当者、取扱責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）は、それぞれ次表に掲げる者をもって充てる。

関係所属 区分	本部等所属	警察署
管理責任者	本部等所属の長	警察署長
副管理責任者	次席又は副隊長	副署長
管理補助者	捜査担当係の事務を掌理する管理官。 ただし、管理官の配置がない本部等所属にあつては、次席又は副隊長	捜査担当係の事務を掌理する管理官。 ただし、管理官の配置がない警察署にあつては、副署長
保管責任者	証拠管理担当係の事務を担当する警部の階級にある者。ただし、警部の階級にある者の配置がない本部等所属にあつては、次席又は副隊長	総務課長又は総務第二課長
保管担当者	証拠管理担当係の事務を担当する者のうち、管理責任者が指定するもの	証拠管理担当係の事務を担当する者のうち、管理責任者が指定するもの
取扱責任者	捜査担当係の事務を担当する警部の階級にある者	捜査担当係の事務を担当する課長
取扱担当者	捜査担当係の事務を担当する警部補の階級にある者	捜査担当係の事務を担当する警部補の階級にある者

9 保管責任者及び取扱責任者の代行

保管責任者が不在の場合は副管理責任者の命を受け保管担当者が、取扱責任者が不在の場合は管理補助者の命を受け取扱担当者がその職務を代行するものとする。

第6 保管設備

1 保管設備の整備

管理責任者は、必要に応じて、次に掲げる保管設備を整備するものとする。

- (1) 証拠物件保管倉庫
- (2) 特殊物件保管庫
- (3) 証拠物件保管冷凍庫
- (4) 当直専用証拠物件保管庫

2 保管設備の構造等

(1) 保管設備は、証拠物件の紛失、滅失、毀損、変質、変形、散逸及び混同の防止を図るため、適当と認められる場所に設置し、十分な広さ、構造等を有するものでなければならない。

(2) 保管設備は、施錠機能を具備するものでなければならない。

3 保管設備の鍵の保管等

(1) 保管設備の鍵の保管者は、当該鍵を施錠設備のある保管庫で厳重に保管しなければならない。

(2) 特殊物件保管庫の鍵は、副管理責任者が保管し、管理するものとする。

(3) 特殊物件保管庫以外の保管設備の鍵は、保管責任者が保管し、管理するものとする。ただし、当直勤務時間における当直専用証拠物件保管庫の鍵は、当直主任が管理するものとする。

(4) 出納、払出し又は点検を行う者は、その都度、保管設備の鍵を借り受け、使用后直ちに返納するものとする。

第7 証拠物件の取扱い

1 押収警察官の措置

証拠物件を押収した警察官は、別に定める証拠物件管理票を作成し、取扱担当者（警察署の当直勤務時間中は、当直主任又はこれに代わるべき者（以下「当直主任等」という。）。以下この1において「取扱担当者等」という。）に当該証拠物件及び押収品目録、領置調書（甲）、領置調書（乙）又はこれに代わる書類（以下これらを「押収関係書類」という。）とともに速やかに引き継がなければならない。ただし、当該証拠物件を取扱担当者等に引き継ぐ前に還付をした場合は、証拠物件管理票及び押収関係書類を引き継がなければならない。

2 警察署の当直主任等の措置

警察署の当直主任等は、1の規定による引継ぎを受けたときは、当該引継ぎを受けた証拠物件管理票、証拠物件及び押収関係書類を当直専用証拠物件保管庫又は紛失、滅失、毀損、変質、変形、散逸及び混同の防止に配慮した適切な場所に保管し、当直勤務時間終了後、取扱担当者（翌日が休日（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年福岡県条例第1号）第10条に規定する休日をいう。）の場合は、翌日の当直主任）に引き継がなければならない。

3 取扱担当者の措置

取扱担当者は、1又は2の規定による引継ぎを受けたときは、その旨を取扱責任者に速や

かに報告するものとする。

4 取扱責任者の措置

(1) 取扱責任者は、3の規定による報告を受けたときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める措置をとるものとする。

ア 留置の必要がないと認めた場合 速やかな還付又は廃棄

イ 留置の必要はあるが、運搬若しくは保管に不便な証拠物件、火薬類等危険を生ずるおそれのある証拠物件又は滅失若しくは破損のおそれのある証拠物件である場合 保管委託又は換価処分

ウ 留置の必要があると認めた場合（イに規定する場合を除く。） 保管担当者への引継ぎの指示

(2) 取扱責任者は、(1)のイに規定する措置をとる場合においては、事前に写真撮影、捜査報告書の作成等により、その性質、形状、特徴等を疎明しておくほか、鑑定に付すなどの必要な手続をとるものとする。

(3) 取扱責任者は、(1)のウに規定する措置をとる場合は、短期保管物件又は長期保管物件に区分するものとする。この場合において、取扱責任者は、証拠物件を保管する場所、方法等について、保管責任者と協議の上、管理責任者の承認を得るものとする。

5 保管担当者の措置

保管担当者は、4の(1)のウに規定する引継ぎを受けたときは、当該引継ぎを受けた証拠物件を保管設備その他定められた場所に保管するものとする。

第8 証拠物件の保管

1 適切な保管場所の選定

証拠物件は、原則として保管設備に保管しなければならない。ただし、証拠物件が大量又は大型で、当該保管設備に保管できないときは、保管責任者と取扱責任者が協議の上、管理責任者の承認を得て、紛失、滅失、毀損、変質、変形、散逸及び混同の防止に配慮した適切な場所に保管しなければならない。

2 危険物等の保管委託

(1) 火薬類その他危険物等で、貯蔵又は保管について法令の定めがあるものは、適法な施設を有する者に保管を委託しなければならない。

(2) 運搬又は保管に不便な証拠物件については、所有者その他適当な者に保管を委託するものとする。

(3) (1)又は(2)の場合においては、保管請書（司法警察職員捜査書類基本書式例

(平成12年3月30日付け、最高検企第54号)様式第39号)を徴し、証拠物件管理票に添付するものとする。

第9 大型倉庫への保管

1 大型倉庫への保管の依頼

管理責任者は、証拠物件及び捜査書類(以下この第9において「証拠物件等」という。)の保管の負担を軽減するため、次に掲げるものについては、刑事部刑事総務課長と協議の上、福岡県警察大型証拠物件保管倉庫(証拠物件の保管期間の長期化及び証拠物件の増加への対応のため設置され、刑事部刑事総務課長が管理する倉庫をいう。以下「大型倉庫」という。)への保管を依頼するものとする。

- (1) 人を死亡させた罪であって死刑に当たるものであり、かつ、所要の捜査を遂げたものの現状においては被疑者の検挙が見込めない事件に係る証拠物件等
- (2) 車両等の大型物件で警察署において保管及び管理をすることが困難又は不適切な証拠物件
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、大型倉庫に保管することが適当であると認められる証拠物件等

2 大型倉庫の鍵の管理

大型倉庫の鍵は、刑事部刑事総務課の管理官(指導)が管理するものとする。

第10 保管設備等への出入り

職員は、出納、払出しその他の理由により保管設備及び大型倉庫に出入りをするときは、2人以上で行うものとする。

第11 証拠物件の明示

保管責任者は、証拠物件の紛失及び混同の防止を図るため、当該証拠物件に応じた専用の収納袋又は保管箱に収納するとともに証拠物件であることを明示して保管するものとする。ただし、証拠物件の形状等から収納袋又は保管箱に収納することが困難なときは、専用のプレートを取り付けるなど、証拠物件であることを明示する特段の措置を講ずるものとする。

第12 証拠物件の封印等

1 封印

保管担当者は、点検の事務に要する負担の軽減を図るため、長期保管物件については、保管責任者及び取扱責任者の立会いの下に、事件単位で一括して収納袋又は保管箱に収納するとともに、封印の措置を施すものとする。ただし、証拠物件の形状等から物理的に封印が不可能なもの又は時間経過に伴う変質、変形、劣化等の危険性が認められるものについては、

この限りでない。

2 開封

取扱担当者は、封印した収納袋又は保管箱を開封するときは、保管責任者又は取扱責任者の立会いの下に行うものとする。

第13 証拠物件の出納及び払出し

1 取扱担当者の措置

(1) 取扱担当者は、証拠物件の出納又は払出しを申請するときは、次に掲げる証拠物件の区分に応じ、それぞれに定める者に承認を得るものとする。ただし、借り受けた証拠物件を返納するときは、この限りでない。

ア 特殊物件以外の証拠物件 取扱責任者及び保管責任者

イ 特殊物件 副管理責任者、取扱責任者及び保管責任者

(2) 出納又は払出しにより受け取った証拠物件の取扱いに当たっては、返納又は還付等の手続が終了するまでの間、当該証拠物件を適正に取り扱わなければならない。

(3) 証拠物件の出納及び払出しは、原則として執務時間内に行うものとする。この場合において、借り受けた証拠物件は、借り受けた日に返納するものとする（鑑定を囑託するときを除く。）。

(4) 証拠物件を返納したとき又は払出しを行った証拠物件の還付等の手続が終了したときは、取扱責任者にその旨を報告するものとする。

2 保管担当者の措置

保管担当者は、証拠物件の出納又は払出しを行うときは、次に掲げる証拠物件の区分に応じ、それぞれに定める者の立会いの下に行うものとする。

(1) 特殊物件以外の証拠物件 取扱担当者その他の捜査担当係の事務を担当するもののうち取扱責任者が適任と認める者

(2) 特殊物件 次に掲げる者

ア 副管理責任者又は保管責任者

イ 取扱担当者その他の捜査担当係の事務を担当するものうち取扱責任者が適任と認める者

第14 証拠物件の点検

保管設備及び大型倉庫における証拠物件の取扱い及び保管状況については、次表の左欄に掲げる点検実施者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める頻度で点検を行うものとする。この場合において、同表の右欄に定める点検補助者が補助するものとする。

点検実施者	頻度	点検補助者
管理責任者	適宜	保管責任者又は取扱責任者 保管担当者
副管理責任者	6か月に1回以上	保管責任者又は保管担当者
保管責任者	3か月に1回以上	取扱責任者 保管担当者

第15 捜査本部事件等の特則

重要事件等捜査本部（福岡県警察重要事件等捜査本部運営要綱の制定について（平成3年福岡県警察本部内訓第5号）の第3の1に規定するものをいう。以下「捜査本部」という。）を警察署に設置した事件等において、捜査上の支障から、当該捜査本部において証拠物件の保管を行う必要があると認めるときは、当該捜査本部を設置した警察署の管理責任者と当該捜査本部を設置した事件の捜査を主管する警察本部の課の管理責任者が協議の上、当該捜査本部において証拠物件の保管を行うことができる。この場合において、捜査本部における証拠物件の保管については、この内訓の規定の例によるものとする。

第16 証拠物件に係る事故等に対する措置

1 管理責任者に対する報告等

保管責任者及び取扱責任者は、取扱い又は保管中の証拠物件について、紛失、滅失、毀損、変質、変形、散逸又は混同による事故が発生したときは、直ちに、その状況を管理責任者に報告し、指揮を受けなければならない。

2 警察本部長に対する報告

管理責任者は、1の規定による報告を受けたときは、直ちに、捜査事故簿（犯罪捜査規範別記様式第25号）又はこれに代わる書類により、警察本部長（事件の捜査を主管する警察本部の課以外の管理責任者が報告する場合にあっては、当該課の管理責任者を經由して警察本部長）に報告しなければならない。

第17 引継ぎに伴う措置等

1 事件の移送又は引継ぎに伴う証拠物件の措置

第7の3から第7の5までの規定は、事件の移送又は引継ぎに伴い証拠物件の引継ぎを受けた場合について準用する。

2 事務の引継ぎに伴う点検

管理責任者等が配置換えとなるときは、前任者は、後任者に証拠物件に係る事務の引継ぎを行うものとする。この場合において、前任者及び後任者は、適任と認める者を立ち会わせて証拠物件の点検を行うものとする。

第18 補則

触法少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第4号に規定する触法少年をいう。）に係る事件の調査のため押収した物件その他管理責任者が証拠物件と同等の取扱い及び保管が必要と認めた物件の取扱い及び保管については、この内訓の規定の例によるものとする。

（令4本部内訓34・本項一部改正）

第19 細目的事項に関する委任

この内訓に定めるもののほか、証拠物件の取扱い及び保管に関し必要な細目的事項は、別に定める。